

1 総 括

1 管内の概況

所管区域は、弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、北津軽郡板柳町の3市3町2村からなっている。

管内面積は1,598.23 km²で、県面積9,645.11 km²の16.57%を占めている。管内人口（令和7年10月1日現在）は256,090人で県計1,145,475人の22.35%を占めている。また、昨年同期(259,985人)に比べ3,895人減少している。

65歳以上の人口割合（令和2年）は、県計、管内ともに33.7%であり、同じ水準にある。

□ 市町村別面積、人口

	面積(km ²)	人口(人)
弘 前 市	524.20	157,382
黒 石 市	217.05	29,267
平 川 市	346.01	28,780
西 目 屋 村	246.02	1,113
藤 崎 町	37.29	13,850
大 鰐 町	163.43	7,477
田 舎 館 村	22.35	6,754
板 柳 町	41.88	11,467
管 内 計	1,598.23	256,090

※面積－「全国都道府県市区町村別面積」
（令和8年4月1日現在）

〔国土交通省国土地理院〕

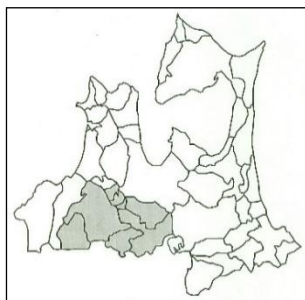
※人口－「令和7年青森県の人口」
（令和7年10月1日現在推計人口）
〔青森県統計分析課〕

□ 3区分別年齢割合 (%)

	管 内			青 森 県		
	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上	15歳未満	15歳～64歳	65歳以上
平成17年	13.3	62.8	23.9	13.9	63.4	22.7
平成22年	12.0	61.5	26.5	12.6	61.7	25.8
平成27年	11.0	58.6	30.4	11.4	58.4	30.1
令和2年	10.3	55.9	33.7	10.5	55.7	33.7

国勢調査 各年10月1日

□ 管内の地図（令和8年4月1日現在）

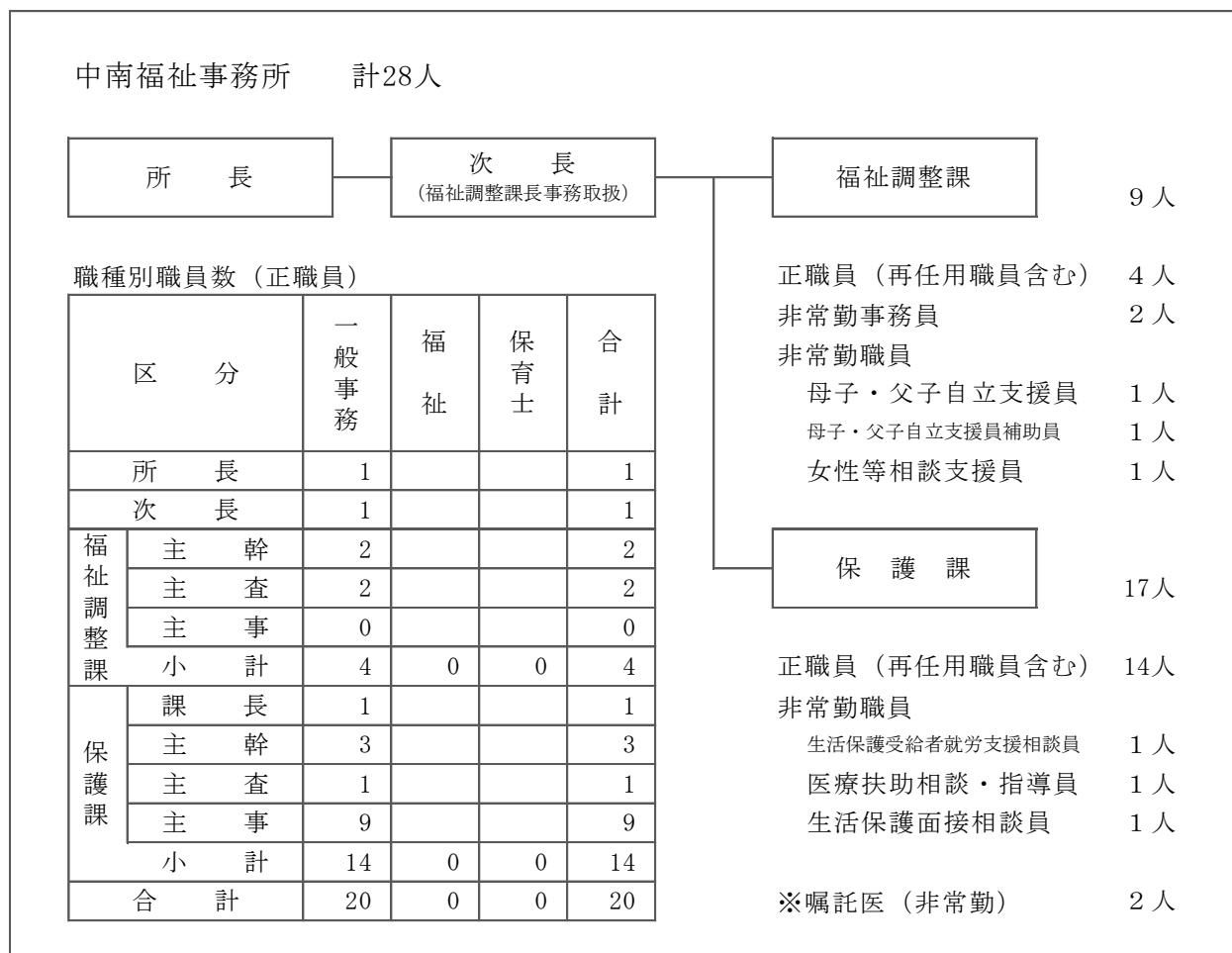


2 沿革

昭和26年10月1日	社会福祉事務所設置に関する条例（S26. 9. 19青森県条例第62号）により、「中津軽社会福祉事務所」、「南津軽社会福祉事務所」として発足。
昭和27年3月31日	県条例第7条により地方福祉事務所廃止。
昭和29年5月1日	各所の統廃合により「中南地方福祉事務所」となり、中郡16町村、南郡28町村を所管。
昭和29年7月1日	黒石市の誕生（黒石町、中郷村、山形村、六郷村、浅瀬石村）及び昭和29年からの町村合併により、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村の11町村を所管。
昭和36年1月5日	県条例第62号（S26. 10. 1制定）が廃止され、県条例第13号で中津軽郡、南津軽郡を所管する中南地方福祉事務所として発足。
昭和53年4月1日	新福祉事務所構想により従来の単法担当方式から福祉六法総合担当方式に移行。
平成5年4月1日	福祉関係八法改正により、福祉四法総合担当方式に移行。
平成9年4月1日	県行政機関設置条例の一部改正により、板柳町が所管となる。
平成14年4月1日	県行政機関設置条例の一部改正により、保健所・地方福祉事務所・児童相談所が統合し、中南地方健康福祉こどもセンター福祉部（中南地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる。
平成15年4月1日	組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。
平成16年4月1日	組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。
平成17年3月28日	市町村合併により、藤崎町と常盤村が合併し、藤崎町となる。
平成17年4月1日	市町村合併により、浪岡町が青森市と合併し、東地方健康福祉こどもセンターの管轄となる。
平成18年1月1日	市町村合併により、尾上町、平賀町、碓ヶ関村が平川市となる。
平成18年2月27日	市町村合併により、岩木町、相馬村が弘前市となる。
平成18年4月1日	地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室（中南地方福祉事務所）となる。
平成21年4月1日	身体障害者手帳の交付に関すること及び、療育手帳の交付に関することを、障害者相談センターへ業務移管。
平成25年4月1日	組織改正により、社会福祉施設等の指導監査等に関すること及び児童扶養手当等に関することが東青地域県民局へ業務集約される。
平成27年3月30日	青森県弘前健康福祉庁舎が完成。弘前保健所、青森県弘前児童相談所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。
令和7年4月1日	組織改正により、地域県民局が廃止となり、青森県中南福祉事務所が設置される。

3 組織図と分掌事務

(1) 組織図（令和8年4月1日現在）



(2) 分掌事務

福祉調整課

- 1 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること
- 2 要保護女子の更生援護に関すること
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関すること
- 5 民生委員・児童委員に関すること
- 6 災害救助等の連絡調整に関すること
- 7 日本赤十字事業に関すること

保護課

- 1 生活保護法に定める保護の措置に関すること
- 2 生活困窮者自立支援に関すること

4 令和8年度運営方針

(1) 基本方針

地域住民が健康寿命の延伸を目指し、住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らせる健康なまちづくりを推進するため、市町村や関係機関・団体等と連携し、保健・医療・介護・福祉の向上を図る。

(2) 重点目標及び具体的推進事項

ア 保健及び関係機関等と連携を図った福祉関係各法業務の推進

複雑・多様化かつ複合化する県民ニーズに的確に対応するため、福祉関係各法業務について、保健及び関係機関等と密接に連携して、その迅速かつ適正な実施を図る。

- ・ 生活保護等各法業務を迅速かつ適正に実施する。
- ・ 福祉関係各法業務に係る職員の資質向上を図る。

イ 関係機関との連携による地域福祉の推進

地域福祉の主体的な担い手である市町村をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで支え合い、助け合うことができる地域共生社会の実現に向け取り組む。

- ・ 市町村地域福祉計画の推進を支援する。
- ・ 郡民生委員・児童委員協議会の運営を積極的に支援する。
- ・ 管内市町村や社会福祉協議会等と連携し、地域の保健・医療・福祉の向上に資する取組及び多様な担い手による高齢者への生活支援サービス提供体制等の充実・強化に向けて取り組む。

ウ 母子父子寡婦福祉資金等の収入未済解消の促進

母子父子寡婦福祉資金の償還金、生活保護費の返還金等に係る収入未済解消の促進を図る。

- ・ 収納対策検討会議及び債権回収業者を積極的に活用する。

エ 配偶者等暴力（DV）相談支援業務の推進

支援を必要とするDV被害相談者のため、継続的な相談、相談者の立場に立ったワンストップ支援に取り組む。

- ・ 女性相談支援センター、保健所、児童相談所及び警察署等の関係機関との緊密な連携を図る。
- ・ 市町村虐待防止協議会等への参画及び支援を行う。

5 令和8年度行事予定

月	行 事
4 月	・ 母子父子寡婦福祉資金貸付審査会（随時） ・ 中南郡民生委員児童委員協議会総会
5 月	・ 中南郡民生委員児童委員協議会役員会
6 月	
7 月	・ 中南郡民生委員児童委員協議会主任児童委員研修会
8 月	・ 戦没者追悼式（県・市町村） ・ 中南郡民生委員児童委員協議会テーマ別研修会
9 月	・ 敬老会（各町村） ・ 第1回福祉事務所長会議 ・ 中南地区赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議
10 月	
11 月	・ 社会福祉大会（県、市町村）
12 月	・ 生活保護法施行事務監査
1 月	・ 中南郡民生委員児童委員協議会会長・副会長研修会
2 月	・ 第2回福祉事務所長会議
3 月	・ 中南郡民生委員児童委員協議会役員会